

ロシア産原油・ロシア産石油製品に関する外航貨物海上保険のお取り扱い

拝啓 貴社益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。当社業務に関しましては毎々格別のご高配を賜り有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、G7 各国はロシア産原油の価格高騰を抑えることによりロシアのエネルギー資源収入の減少を図るとともに、エネルギー資源の供給と価格の安定を実現することを目的に、ロシア産原油・石油製品（以下、「ロシア産原油等」）の取引に係るプライス・キャップ制度を導入することで合意しました。日本においても、12月5日付の財務省告示「ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について」（[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/economic\\_sanctions/ukrainehoudou\\_20221205.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/ukrainehoudou_20221205.html)）のとおり導入が決定しました。

かかる状況下、当社においてはロシア産原油等の輸送に関して、プライス・キャップ制度を遵守した保険のお引受けを行うため、下記のとおり今後の外航貨物海上保険のお引受け方法の見直しをさせていただきます。

敬具

## 記

## 1. プライス・キャップ制度とは

プライス・キャップ制度とは、一定の価格を超えるロシア産原油（HS コード 2709 00）と石油製品（HS コード 2710）の海上輸送に関するサービス（注）の提供を禁止する措置です。世界的な石油の供給不安によるエネルギー価格の高騰が懸念される中、ロシア産原油等を一定程度輸送できるようにすることで、世界的なエネルギー価格の高騰を防ぎつつ、ロシアのエネルギー資源収入を減少させることを目的としています。

サハリン2プロジェクトで生産された原油を除き、ロシア産原油については2022年12月5日から、石油製品については2023年2月5日から本措置が適用され、適用開始後は、プライス・キャップ制度を遵守していないロシア産原油等の輸送にかかわる外航貨物海上保険の提供が禁止されます。

（注）海運サービス、通関サービス、金融サービス、保険サービス

## 2. お引き受け方法の見直し

2023年2月5日午前0時（日本標準時）以降保険契約発効分から、ロシア産石油製品を外航貨物海上保険における保険の対象から除外いたしますので、ご了解賜りますようお願い申し上げます。なお、見直しの内容および適用方法などにつきましては、添付の「重要ご通知」に記載しておりますので、ご確認ください。

外航貨物海上保険契約に適用される Sanction Limitation and Exclusion Clause（制裁等に関する特別条項）および Marine Insurance Act（英国海上保険法）に基づき、保険会社はプライス・キャップ制度を遵守します。

ロシア産原油およびロシア産石油製品等の輸送が見込まれる場合は、プライス・キャップ制度の要件を満たすこと、またはサハリン2プロジェクトで生産された原油であること等を確認させて頂いた上で、個別にお引受けを検討いたしますので、事前にご相談ください。

以上

2022年12月

損害保険ジャパン株式会社  
企業営業第二部第一課

重要ご通知

包括予定保険証券（Open Policy）に付帯されている“Special Clauses for Open Policy of Marine Insurance” ARTICLE 7. ALTERATION CLAUSE に基づき、下記のとおり変更のご通知を申し上げます。

記

1. 対象契約

Open Policy No. :

2. 変更の内容および発効日

変更の内容：以下の貨物を保険の対象から除外させていただきます。

Petroleum products falling under HS code 2710 and originate in or are exported from Russia

<保険の対象から除外する貨物の HS コード>

HS Code	Description
2710	Petroleum oils and oils obtained from bituminous minerals, other than crude; preparations not elsewhere specified or included, containing by weight 70% or more of petroleum oils or of oils obtained from bituminous minerals, these oils being the basic constituents of the preparations; waste oils.

発効日：2023年2月5日午前0時（日本標準時）以降、保険契約発効分より

※本状（重要ご通知）は、必ず、お手元の包括予定保険証券（Open Policy）とともに保管くださいますようお願い申し上げます。

### 3. 変更の準拠規定

準拠約款：“Special Clauses for Open Policy of Marine Insurance”

#### ARTICLE 7. ALTERATION CLAUSE

#### ARTICLE 7. ALTERATION CLAUSE

This Company reserves the right to alter rates and/or conditions and/or other items contained in this Open Policy by giving a thirty(30) days' previous notice in writing to the Assured.

Such alteration shall become effective on the expire of thirty(30) days counting from midnight of the day on which such notice is given by this Company but it shall not apply to any shipment by the vessel which shall have sailed from the port of loading(or by the aircraft which shall have taken off the airport of loading) before such alteration becomes effective.

Nothing in this clause, however, shall affect the War and Strikes risks to be covered under this Open Policy, which shall be subject to the respective Cancellation Clauses contained herein.

#### 【試訳】

#### 第7条 変更約款

当社は、被保険者に対し 30 日前の書面予告をもって、この包括予定証券記載の料率・条件・その他の事項を変更することができる権利を留保する。

この変更は、当社が書面予告を発した日の午前 0 時から起算して 30 日を経過した時から効力を発するものとする。

ただし、効力を発する前にすでに船積港を出帆した船積み(または積込空港を離陸した航空機積み)貨物については、この変更規定は適用されないものとする。

上記にかかわらず、戦争危険およびストライキ危険については、この包括予定証券のもとで担保される場合でもこの約款は適用されないものとし、この包括予定証券に含まれるそれぞれの解約約款にしたがうものとする。

以上

※本状（重要ご通知）は、必ず、お手元の包括予定保険証券（Open Policy）とともに保管くださいますようお願い申し上げます。